

新居浜市投票区の一部変更について（庁議資料）

1 投票区を変更した理由

第26投票区投票所の中村本町集会所が有権者数と比較して著しく手狭であり、また隣接地に住友鉄道跡地自転車歩行者専用道路が整備されたことに伴い駐車場用地も縮小された。これらの事から中萩地区の抜本的な投票区域の見直しを行い、選挙人の利便性の向上及び投票区間の均衡を保つため、現在の第26及び第27投票区の区域を統合し3区域に分割し、新たに投票区を一つ増設する。

また、新たに第28投票区となる区域に隣接している第32投票区の御蔵町につき、その全域を第28投票区へ変更する。

2 投票区名、区域、選挙人名簿登録者数等

旧投票区			新投票区			予定投票所	備考
名称	区域	選挙人名簿登録者数	名称	区域	選挙人名簿登録者数		
第26投票区	別紙	5,396	第26投票区	別紙	3,587	今治養護学校新居浜分校	第26・27投票区を統合し3分割
第27投票区	別紙	3,982	第27投票区	別紙	3,588	上部児童センター	
			第28投票区	別紙	2,465	高齢者生きがい創造学園	
第32投票区	別紙	3,593	第33投票区	別紙	3,331	角野小学校体育館	

旧投票区第28から第36までについては、投票区番号を1ずつ加え第29から第37までとする。

3 施行日等

平成18年6月30日新居浜市選挙管理委員会告示第20号により告示の日より施行。
次の選挙（平成19年1月27日任期満了による愛媛県知事選挙）より適用となる。

その他、又野川以東地区の住居表示実施に伴い、当該地区の一部につき投票区を変更予定。（投票所の増設はなし。）また、第9投票区投票所については、現在の新田自治会館から若宮小学校体育館へ変更予定。

（いずれも次の選挙（平成19年1月27日任期満了による愛媛県知事選挙）より適用となる予定。）